

利益相反防止のための自己申告等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条

本規程は、一般社団法人 KISA2 隊（以下「当法人」という）の役員および職員が利益相反に該当する事項について自己申告を行うための基準を定め、利益相反の防止およびその適正化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条

本規程は、当法人の役員（代表理事、理事、監事）および職員に適用する。

第2章 利益相反行為の禁止

(利益相反行為の禁止)

第3条

1. 当法人と取引先等との間に利益相反が生じないよう、以下の措置を講じる。

(1). 当法人と取引先との間に利益相反の懸念がある場合、関連する役員または職員は当該選定および監督の審議および決議に参加しないものとする。

(2). 必要に応じて外部の独立した専門家の意見を求ることとし、透明性を確保する。

2. 当法人が取引先との間で取引を行う際には、当法人及び取引先における役員、監事、事務局職員、事業協力団体の関係者、および職員に対して特別の利益を与えることを禁止する。

3. なお、利益相反に該当するか否かは、①当法人と取引先のなれ合いにより、当法人が不当な対価を支払って取引を実行し、当法人の財産を不当に流出させる懸念の有無だけでなく、②当法人が特定の者に対してのみ有利な取扱いを行うことにより、不特定かつ多数のものの利益に寄与するという当法人の活動趣旨に添うかどうかを踏まえ、個別・具体的な事例において実質的に判断するものとする。

第3章 自己申告

(自己申告)

第4条

1. 役員および職員は、当法人以外の団体等の役職を兼務する場合やその業務に従事する場合、または当法人との間に利益相反の可能性がある場合には、事前に、都度事務局長に書面で申告するものとする。

2. 役員および職員は、原則として、別紙に掲げる行為を行ってはならず、やむを得ない理由により

かかる行為を行う場合には、事前に事務局長に書面で申告するものとする。なお、利益相反行為は別紙に掲げるものに限られないものとし、利益相反の疑いがある行為については、本条第1項に基づいて都度申告必須とする。

3. 前2項に基づく事務局長に対する書面での申告があった場合には、事務局長は、速やかに理事会に報告し、理事会にて、利益相反に該当するか否か、利益相反に該当する場合の対応及び手続について協議した上で、当該協議内容を議事録に残さなければならない。

(申告後の対応)

第5条

事務局長は、申告を受けた内容を事務局と連携して確認し、必要に応じて速やかに申告者に対して利益相反の防止または適正化のための措置を求める。

(申告内容および申告書面の管理)

第6条

申告内容および提出された書面は、事務局にて厳重に管理されるものとする。なお、当該各書面は、その後に行われる利益相反の判断等に係る理事会議事録とあわせて、理事会があった日の翌日から最低10年間は保管する。

第4章 改廃

(改廃)

第7条

本規程の改廃は、監事の同意および理事会の決議を経て行うものとする。

附則

本規程は、2025年9月1日より施行する。

【改定履歴】

- 2025年1月12日改定

- 2025年6月5日改定

- 2026年1月1日改定

別紙

1. 取引先等の役員またはそれに準ずる役職に就くこと。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合であって、受領している報酬が一般的に適正と認められる範囲にとどまるときはこの限りでない。
2. 取引先等の役員またはそれに準ずる者、もしくは従業員から金銭、物品、または不動産の贈与を受けること。これには、せん別、祝儀、香典、供花、その他これに類する贈与が含まれる。特に、取引先等から物品や不動産を購入したり、貸与を受けた場合に、その対価が無償または著しく低い場合は、適正な対価を支払わずに贈与を受けたとみなす。
3. 取引先等の役員またはそれに準ずる者から金銭の貸付けを受けること。ただし、業として行われる金銭の貸付けが無利子であるか、利子が著しく低い場合に限る。
4. 取引先等の役員またはそれに準ずる者から未公開株式を譲り受けること。
5. 取引先等の役員またはそれに準ずる者から供応接待を受けること。
6. 取引先等の役員またはそれに準ずる者と共に遊技やゴルフをすること。ただし、社交儀礼の範囲内に留まる内容のものを除く。
7. 取引先等の役員またはそれに準ずる者と共に旅行をすること。ただし、社交儀礼の範囲内に留まる内容のものを除く。
8. 取引先等の役員またはそれに準ずる者に対して、上記の行為を第三者にさせること。

以上